

倉吉市建築物の耐震改修の計画の認定事務処理要領

第1章：総則

(目的)

第1条 この要領は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第4章（建築物の耐震改修の計画の認定）に関して必要な事項を定めるものとする。

(評定委員会による事前の評定)

第2条 法第17条第1項の規定により、建築物の耐震改修の計画について認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は認定申請を行う前に申請に係る建築物の耐震改修の計画について、原則として、専門機関（（社）鳥取県建築設計事務所協会に設置されている耐震診断評価委員会等）による評定を受けるものとする。

第2章：計画の認定

(認定の区分)

第3条 この章の認定は、法第17条第1項の申請に係る建築物の耐震改修の計画（以下「耐震改修の計画」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認（以下「確認申請」という。）又は同法第18条第2項の規定による通知（以下「計画通知」という。）を要さないものである場合の計画（以下「建築確認等を要さない計画」という。）及び耐震改修の計画が確認申請又は計画通知を要するものである場合の計画（以下「建築確認等を要する計画」という。）に区分するものとする。

(計画の認定申請)

第4条 申請者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）第2条に定める申請書類（以下「申請書」という。）を作成し、市長に申請するものとする。

2 前項の申請書は、次の各号のうち建築確認等を要さない計画に係るものにあつては、第一号、第二号及び七号、建築確認等を要する計画に係るものにあつては、第三号から、第七号に掲げるものとする。

- 一 正本 2部
- 二 副本 1部
- 三 正本 2部（確認申請書又は、計画通知書を含む）
- 四 副本 1部（確認申請書又は、計画通知書を含む）
- 五 建築工事届及び除却届（建築基準法第15条第1項に該当する場合）
- 六 建築計画概要書
- 七 第2条に基づく評定書の写し

(受付等の事務処理)

第5条 前条による申請があつた場合、市長は申請書類を確認の上、受理するものとする。

- 2 前項により申請書を受理した市長は、処理簿（様式第1号）及び耐震改修認定台帳（様式第2号）に必要事項を記載するものとする。
- 3 市長は、第1項の申請が、建築確認等を要する計画に係るものである場合には、建築主事に法第17条第4項による同意、及び建築物の所在地を管轄する消防長等に法第17条第5項による同意等を求めるものとする。

（計画の認定）

第6条 市長は、計画の認定内容を審査し、当該計画が、法第17条第3項に掲げる基準に適用すると認めるときは、認定（以下「計画の認定」という。）を行うものとする。

- 2 市長は前項による計画の認定を行った場合は、申請書の副本に省令第4条で定める認定通知書を添えて、申請者に交付するものとする。
- 3 市長は、第1項による計画の認定が、建築確認等を要する計画である場合には、同意した建築主事にその旨を通知（様式第3号）するものとする。

（計画の認定の拒否）

第7条 市長は、申請書の内容を審査した結果、当該建築物の耐震改修の計画が法第17条第3項に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又は法第17条第4項による建築主事から同意できない旨の通知（様式第4号）を受けた場合には、申請者に対して計画の認定ができない旨の通知（様式第5号）を行うものとする。

- 2 市長は、前項により計画の認定ができない旨の通知を行った場合には、建築確認等を要する計画である場合、建築主事にその旨を通知（様式第6号）するものとする。

（計画の認定を受けた建築物の図書の閲覧）

第8条 法第17条第5項に準用される建築基準法第93条の2の規定に基づく確認申請書に関する図書の閲覧については、建築基準法第6条により建築確認等を要する計画の認定を行った建築物の場合は、建築基準法施行規則第11条の4による図書を建築計画概要書とし、閲覧にあたっては建築計画概要書の閲覧に関する規定（平成11年3月31日告示第51号）によるものとする。

第3章：計画の変更、工事現場の表示、状況報告、並びに完了検査等

（計画の変更）

第9条 計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が、当該計画の認定の変更（以下「計画の変更」という。）をしようとするときは、第1章及び第2章を準用するものとする。この場合において、変更認定申請書（様式第7号）によるものとする。

- 2 市長は、計画の変更認定を行う場合は、申請者に対して、変更認定通知書（様式第8号）を交付するものとする。

（工事現場の表示）

第10条 認定事業者は、計画の認定を受けた計画（前条による計画の変更認定があった場合は、変更後のもの）に係る建築物（以下「**計画**認定建築物」という。）の耐震改修工事を実施する場合には、当該工事現場の見易い場所に、計画の認定を受けた旨の表示（様

式第9号)を行うものとする。

(状況報告)

第11条 認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修工事が次の各号に該当したときは、その状況を市長に報告するものとする。

- 一 工事が完了したとき (様式10号)
- 二 法第19条に基づく報告を求められとき (様式11号)

(完了検査等)

第12条 市長は、前条第1項第一号により認定事業者から当該計画認定建築物の工事が完了した旨の報告を受領した場合には、速やかに検査を行うものとする。

2 市長は、前項による検査を行った結果、法第17条に適合する耐震改修建築物であると認める場合には、耐震改修認定済証(様式第12号)を交付するものとする。

第4章：改善命令、並びに計画の認定の取消

(改善命令)

第13条 市長は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、法第20条に基づき当該認定事業者に対して改善命令(様式第13号)を行うものとする。

2 市長は、建築確認等を要する計画である場合には、建築確認等を要する計画である場合、同意した建築主事にその旨を通知(様式第14号)するものとする。

3 第1項の命令を受けた認定事業者は、速やかに、改善を行い、その結果を報告(様式第15号)するものとする。

4 市長は、前項により報告を受けた計画認定建築物が、建築確認等を要する計画である場合には、同意した建築主事にその旨を通知(様式第16号)するものとする。

(計画の認定の取消し)

第14条 市長は、認定事業者が前条による処分に違反したときは、法第21条に基づき、計画の認定を取り消すものとする。この場合において、認定事業者にその旨を通知(様式第17号)するものとする。

2 市長は、前項により通知を行った場合、建築確認等を要する計画である場合には、同意した建築主事にその旨を通知(様式第18号)するものとする。

(附則)

この認定要領は、平成22年2月9日から施行する。

附則

この認定要領は、平成25年11月25日から施行する。